

資料編

資料編

1 用語説明

用語	用語説明
PDCA サイクル	策定(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)のサイクルで計画等のマネジメントを行うもの。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
SP コード	二次元バーコード。専用の読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのこと。自分の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
ガイドヘルパー	脳性まひによる肢体不自由などの全身性障害者、重度の視覚障害者及び知的障害者が外出する際に付き添い、介護するヘルパー。
学習障害	知的な遅れがないにもかかわらず、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなどの特定の能力間のバラつきがとて大きく、そのために学習に様々な困難をかかえる障害のこと。
共生社会	誰もがお互いに支え合い、それぞれの違いをお互いに認め合えるような社会。
権利擁護センター	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害のある人が安心して生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・助言などを行っている。
合理的配慮	障害のある人が他の者と平等に生活するために必要とされる変更や調整のこと。いわゆる「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」も合理的配慮の一部。例えば次のようなことが合理的な配慮とされる。 <ul style="list-style-type: none"> ・段差をなくして、スロープを設置する。(肢体不自由) ・拡大教科書を用意する。(視覚障害) ・教材用ビデオへの字幕の挿入。(聴覚障害) ・漢字の読みなどに対してルビを振る。(知的障害) ・学校で看護師をつける。(病弱) ・気持ちを落ち着かせる小部屋を用意する。(情緒障害) ・メモ等による情報提供(発達障害)
支援籍学習	通常のクラス、特別支援学級(仲良し学級等)、特別支援学校の子供が、同学年のクラスに行き、そこで学習すること。 小川町では、東松山特別支援学校などに通っている子供が学期に1日程度、地元の小学校や中学校にきて学習をしている。
手話	聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つであって、手の型や位置、動きを組み合わせて意味を表わすもの。手話通訳者とは、国や県、自治体の試験を経て、認定・登録される人を指す。
成年後見制度	知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

用語	用語説明
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している言語や難聴、情緒等に支援が必要な子供に対して、各教科の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人に応じた特別の指導を行う教育の場のこと。通級指導教室には、一週間に1、2時間程度通って学習する。
点訳	印刷された文字などを点字に改めること。所定の講習などを受けて点訳の技術を習得し、視覚障害者のために点字の文書を作成するボランティアを点訳ボランティアという。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育におけるコーディネーター的な役割を担う教員のこと。各学校における特別支援教育の推進のため、委員会や研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
パブリックコメント	町が政令や省令、各計画等を定めようとする際に、事前に、広く住民から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とする制度のこと。
ピアカウンセリング	障害のある人などが、自らの体験に基づいて、同じ仲間として障害のある人などの相談に応じ、ともに問題解決を図ること。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていきこうとする考え方。
リハビリテーション	障害のある人の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで、「障害のある人の全人的復権」を理念とする。

2 和暦西暦早見表

和暦	西暦	和暦	西暦
平成5年	1993年	平成21年	2009年
平成6年	1994年	平成22年	2010年
平成7年	1995年	平成23年	2011年
平成8年	1996年	平成24年	2012年
平成9年	1997年	平成25年	2013年
平成10年	1998年	平成26年	2014年
平成11年	1999年	平成27年	2015年
平成12年	2000年	平成28年	2016年
平成13年	2001年	平成29年	2017年
平成14年	2002年	平成30年	2018年
平成15年	2003年	平成31年	2019年
平成16年	2004年	平成32年	2020年
平成17年	2005年	平成33年	2021年
平成18年	2006年	平成34年	2022年
平成19年	2007年	平成35年	2023年
平成20年	2008年	平成36年	2024年

3 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例

平成 28 年 9 月 16 日

条例第 20 号

改正 平成 29 年 6 月 16 日 条例第 12 号

(一部未施行)

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の改正規定において市町村が定めるものとされた障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に当たり、必要な事項について審議するため、小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が必要があると認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年小川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成29年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び附則第2項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和59年小川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の小川町障害者計画・障害福祉計画策定委員会条例の規定によりされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会条例の規定によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

4 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会名簿

(敬称略)

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
障害者団体 関係者	身体障害者関係団体	やすの 安野 いくお 育男	
	身体障害者関係団体	さわだ 澤田 やすお 康雄	
	聴覚障害者関係団体	やまのうち 山内 ゆきこ 由紀子	
	知的障害者関係団体	たなか 田中 ゆみこ 由美子	
	精神障害者関係	しまだ 島田 はるこ ハル子	
	難病患者関係	おのでらえりこ 小野寺江里子	
保健・医療 及び福祉関係者	医 師 会	せがわ 瀬川 ゆたか 豊	
	歯 科 医 師 会	あらい 新井 ひでお 英夫	
	民生・児童委員協議会	おがわ 小川 しんいち 新一	
	社会福祉協議会	たかはし 高橋 としお 利郎	
	ボランティア団体	たかはし 高橋 たみ 多美	
	ボランティア団体	あかさか 赤坂 かつこ カツ子	
	委託相談支援事業所	はやし 林 しげふみ 茂史	
	障害者就業・生活支援センター	わかお 若尾 まさき 勝己	
	障害者施設関係者	おおさわ 大澤 やすひで 康秀	
障害者施設関係者	しまざき 島崎 としえ 俊江		
公 募 委 員	町 民	まさき 正木 よしかず 佳一	
	町 民	さとう 佐藤 のぶこ 信子	
町長が必要があ ると認める者	学 校 教 育 課 長	しもむら 下村 はじめ 治	
	生 涯 学 習 課 長	ほんだ 本多 ひでお 偉男	

5 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会要綱

平成 28 年 10 月 21 日
訓 令 第 28 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を検討するため、小川町障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長及び別表に掲げる課の長が指名する者をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検討委員会を総括する。
- 4 委員長は副町長とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令は、障害者計画・障害福祉計画が策定された日にその効力を失う。

附 則(平成29年小川町訓令第14号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属
総務課
政策推進課
防災地域支援課
子育て支援課
にぎわい創出課
建設課
都市政策課
学校教育課
生涯学習課
長生き支援課
健康福祉課

6 小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会名簿

課 名	職名	氏 名
	副町長	おおやま すみお 大山 澄男
総務課	主席主査	とどろき ひであき 轟 英明
政策推進課	主査	はちや のぶこ 蜂谷 信子
防災地域支援課	主席主査	やまざき ひろゆき 山崎 博之
子育て支援課	主査	なりづか みゆき 成塚 美幸
にぎわい創出課	主席主査	おおしま ひでと 大嶋 英人
建設課	主席主査	たじま のぶひろ 田嶋 伸弘
都市政策課	主席主査	つかごし ちひろ 塚越 智洋
学校教育課	主事	わたなべ かなみ 渡邊 可奈美
生涯学習課	主任	よしだ しょうこ 吉田 翔子
長生き支援課	主査	とね よしこ 利根 好子
健康福祉課	課長	あおき ゆうこ 青木 祐子
	主幹	きし えいこ 岸 栄子
	主席主査	やまざき よしかず 山崎 由和
	主査	とおの わかこ 遠野 和歌子
	主査	かみ みどり 上 翠

7 計画策定の経過

年	月日	会議名等
平成 28 年	11 月 14 日	第 1 回小川町障害者計画・障害福祉計画策定検討委員会 【主な内容】 ○小川町障害者計画・障害福祉計画について概要説明 ○策定スケジュールの説明 ○アンケート調査について内容検討
	11 月 29 日	第 1 回小川町障害者計画・障害福祉計画策定委員会 【主な内容】 ○小川町障害者計画・障害福祉計画の概要説明 ○策定スケジュールの説明 ○アンケート調査について
	12 月～平成 29 年 1 月	アンケート調査の実施 ○対象：一般町民（1,000 人）、身体障害者、知的障害者、精神障害者（1,464 人）
平成 29 年	6 月 14 日	第 2 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 【主な内容】 ○第 3 次障害者計画・第 4 期障害福祉計画の進捗状況について ○アンケートの調査報告について ○第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画等骨子（案）について
	6 月 27 日	第 2 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 【主な内容】 ○第 3 次障害者計画・第 4 期障害福祉計画の進捗状況について ○アンケートの調査報告について ○第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画等骨子（案）について
	8 月 29 日	障害者計画・障害福祉計画等にかかる懇話会 ①障害のある児童等の保護者 13 名、町職員（策定検討委員）9 名、事務局（健康福祉課）5 名。 ②各障害者団体代表（当事者）11 名、ボランティア団体等代表者 3 名、町職員（策定検討委員）10 名、事務局（健康福祉課）5 名
	10 月 4 日	関係各課ヒアリング（第 1 日目） （生涯学習課、都市政策課、学校教育課、子育て支援課、防災地域支援課）
	10 月 11 日	関係各課ヒアリング（第 2 日目） （にぎわい創出課、建設課、長生き支援課、総務課）
	11 月 9 日	第 3 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 【主な内容】 ○小川町第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画素案について
	11 月 21 日	第 3 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 【主な内容】 ○懇話会の報告について ○小川町第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画素案について

年	月日	会議名等
平成 30 年	1 月	パブリック・コメントの実施
	2 月 8 日	第 4 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定検討委員会 【主な内容】 ○パブリック・コメントの結果について ○小川町第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について
	2 月 14 日	第 4 回小川町障害者計画・障害福祉計画等策定委員会 【主な内容】 ○パブリック・コメントの結果について ○小川町第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画（案）について ○計画について承認

障害者施設からの優先調達物品



パンジーの花苗（事業所あすなろ）

本計画の作成にあたり、以下の町内事業所から作品・写真等の提供をいただきました。

○けやき（生活介護事業所） 目次、P14、P42、P53、P67

○ちょこれーと（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所）
P6、P32、P45、P56、P72

○キャンディ（生活介護事業所） P8、P36、P48、P64、P75

○事業所あすなろ（就労継続支援B型事業所） P26、P40、P50、P58、P90

小川町第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画
おがわノーマライゼーション2018

平成30年3月

発行／小川町
比企郡小川町大字大塚55
電話 0493-72-1221 (代表)
FAX 0493-74-2341
e-mail ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

ノーマライゼーションとは？

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す社会のことです。